

名称	緊急連絡網登録・改定手順書	作成	2019年1月1日
		改訂	

1. 目的
縦ラインにおける緊急連絡網を常に最新情報として活用するための手順を定める。
2. 登録・改定時期
 - (1) 新規入居
 - (2) 転居
 - (3) 役員変更
 - (4) 世帯主変更
 - (5) 電話番号変更
 - (6) 要援護者等災害弱者変更
 - (7) その他自治会長が必要としたとき
3. 実施者
各自治会の自治会長とする。
4. 区への連絡
改定日付を記入し、総務担当副区長へ提出する。定期的な提出は防災役員名簿と共に提出する。